

平成30年2月より

コンビニで住民票などの 各種証明書を 取得できるようになりました

いつでも・どこでも・簡単に、全国のコンビニエンスストアで各種証明書が取得できるようになりました。

必要なもの

利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカード（写真付のカード）

※4桁の暗証番号の入力が必要です。



△マイナンバーカード

取得可能な証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑証明、戸籍全部・個人事項証明、戸籍の附票の写し

利用日時 毎日6時30分～23時

※12月29日～翌年1月3日を除きます。

●日曜市役所の開設時間

コンビニエンスストアでの証明書発行の開始に伴い、9時～12時になりました。

問合せ 市民課市民係

※マイナンバー制度については経営企画課政策推進係へお問い合わせください。

コンビニ交付Q&A

Qコンビニと窓口の証明書に違いはありますか。

A証明書としての効力は変わりません。コンビニで発行したものは普通紙で発行されますが、裏面に偽造防止処理が施されています。

Qコンビニで証明書を取得する際に手数料を免除してもらうことはできますか。

A条例で免除対象となる使用目的で証明書を取得する際は、市民課もしくは出張所窓口にて交付申請してください。コンビニで交付された証明書の手料は免除できません。

Q本籍が他市町村の人も戸籍証明を取得できますか。

A本籍地の市町村がコンビニ交付サービスを実施している場合は可能です。詳細は本籍地の市町村にお問い合わせください。

Qコンビニで改製原戸籍や除籍などの古い戸籍は発行できますか。

A現在の戸籍のみ取得できます。古い戸籍が必要な場合は窓口で交付申請してください。

Qコンビニで印鑑証明を発行する際に、印鑑登録証は必要ですか。

A事前に印鑑登録済みであれば、マイナンバーカードのみで発行可能です。ただし、市民課や出張所で交付申請する場合は、今までとおりの印鑑登録証が必要です。

桜まつり

問合せ 商工課内観光協会事務局

碧南3大花まつりの第1弾「桜まつり」を開催します。期間中、屋台やキッチンカーによるグルメや桜並木に囲まれて開催されるマルシェ、夜桜のライトアップのほか、ステージパフォーマンスショーなどのイベントが盛りだくさんです。新名所である明石公園の桜まつりを是非お楽しみください。

とき 3月24日(土)～4月8日(日)

※桜まつり期間中は月曜日でも休まず開園しています。

ところ 明石公園

内容 グルメ屋台（9時～21時）、夜桜ライトアップ（17時～21時）、さくらの丘マルシェ（3月31日(土)・4月1日(日)、7日(土)、8日(日) 10時～15時）、さくら満開！＃あかしのよるふえす（4月1日(日)、7日(土) 17時～21時）、ステージパフォーマンスショー（4月8日(日) 10時～15時）など

